

「実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会」 規約

(名称)

第1条 本委員会は、「実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会」(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、平成30年7月豪雨における土砂災害を踏まえ、ハザードマップ、土砂災害警戒情報等の検証と今後の対策のあり方の検討を行うことを目的とする。

(検討内容)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- 一 平成30年7月豪雨による土砂災害の被害実態の検証
- 二 土砂災害警戒情報に関する検証
- 三 土砂災害警戒区域に関する検証
- 四 実効性のある避難を確保するためのハード・ソフトの連携のあり方の検討
- 五 その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 委員は、学識経験がある者から、水管理・国土保全局長が任命する。
2 委員の任期は、原則として委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員長は、委員の中から、水管理・国土保全局長が指名する。
2 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

(会議)

第6条 委員会は、公開とすることを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
2 委員会の資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
3 委員会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に置く。

2 事務局は、委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この規約は、平成30年8月9日から施行する。